

・国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書の提出を求める陳情

1. 陳情の趣旨

あきる野市議会におかれましては、国会及び政府に対して、国会における憲法論議の推進と広く国民的議論の喚起を求める意見書の提出をして頂きたく陳情する次第です。

2. 陳情の理由

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきました。この三原則は現行憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければなりません。

現憲法は、今日に至るまでの約 70 年間、一度も改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても、国家の基本法として、国民の安全を確保し、切迫性が高まっている首都直下型地震や南海トラフ地震など大規模災害等への対応、さらに、現下の緊急的問題である新型コロナ・ウイルスなどの感染症対策など直面する諸課題に的確に対処し得る内容であることが求められます。

このような中、国会では、平成 19 年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され憲法論議が始まられております。国家の基本規定である憲法は、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきです。

よって、あきる野市議会におかれましては、国会及び政府に対して、国の責任において日本国憲法についての活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的な議論を喚起するよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書の提出をして頂きたく陳情する次第です。

令和 2 年 8 月 17 日

陳情者 あきる野市乙津 767

浦野 修



あきる野市議会議長 天野 正昭 殿

